議案第72号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正等により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第4項中「 入所している」を「通所している」に改める。

第6条第5項、第58条第2項及び第66条第3項中「入所している」を「通所している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。